

中津川市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例施行規則

令和2年12月9日中津川市規則第53号

(趣旨)

第1条 この規則は、中津川市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例（平成29年中津川市条例第7号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(事業の一体性)

第3条 条例第3条第4号に規定する継続的又は一体的に事業を行う土地の判断については、場所、時期及び人格の各項目について別に定めるチェックリストにより行うものとする。

(区域の指定)

第4条 条例第7条第1項で規定する抑制区域とは、次のとおりとする。

- (1) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域
- (2) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域
- (3) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項に規定する地すべり防止区域
- (4) 砂防法（明治30年法律第29号）第2条に規定する国土交通大臣の指定する土地
- (5) 水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項に規定する洪水浸水想定区域
- (6) 河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域及び同法第54条第1項に規定する河川保全区域
- (7) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項に規定する特別保護地区
- (8) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域
- (9) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項に規定する保安林
- (10) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第92条第1項の埋蔵文化財を包蔵する区域並びに同法第109条第1項に規定する史跡名勝天然記念物及び同法第132条第1項に規定する文化財登録原簿に登録された記念物が所在する区域、岐阜県文化財保護条例（昭和29年岐阜県条例第37号）第8条第1項に規定する県記念物並びに中津川市文化財保護条例（昭和51年中津川市条例第42号）第2条第4号に規定する史跡名勝天然記念物が所在する区域
- (11) 中津川市景観条例（平成19年中津川市条例第28号）第7条第2項に規定する景観

計画重点区域

(12) 岐阜県立自然公園条例(昭和39年岐阜県条例第45号)第9条第1項に規定する特別地域

(13) 岐阜県自然環境保全条例(昭和47年岐阜県条例第17号)第16条第1項に規定する特別地区

(協定の締結)

第5条 条例第10条第1項に規定する正当な理由がなく協定の締結に応じない場合とは、事業者が事業を行う際に通常必要とされる安全管理措置並びに条例第1条の目的及び条例第2条の基本理念に十分配慮していると認められる場合をいう。ただし、当該事業地に特別な配慮があると市長が認めた場合を除く。

(事業の届出)

第6条 条例第11条第1項に規定する届出は、別に定める必要事項を記載した届出書に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 第3条に規定するチェックリスト
- (2) 事業の概要を記載した書類
- (3) 環境配慮の状況が分かる書類
- (4) 開発行為の制限等の調査書
- (5) 事業者を証明する書類
- (6) 条例第9条第1項に規定する説明会の開催を証する書類
- (7) 条例第10条第1項に規定する協定を証する書類
- (8) 事業に係る誓約を証する書類
- (9) 事業場所が分かる書類
- (10) 土地所有者等を記載した書類
- (11) 土地利用計画が分かる書類
- (12) 施設維持管理計画を証する書類
- (13) 造成に係る書類
- (14) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、事業区域が1,000平方メートル未満の事業及び樹木の伐採、切土、盛土等による土地の形質の変更を伴わない事業においては、前項第13号に掲げる書類の添付を省略することができる。

3 第1項第12号の施設維持管理計画を証する書類には、廃棄費用(発電事業が終了した時点で必要となる再生可能エネルギー発電施設の解体、撤去及びそれに伴い発生する廃棄物の処理に係る費用)の総額を算定した上で、積立金の総額、積立て方法、開始時期及び終了時期並びに毎月の積立金額を記載するものとする。

4 条例第11条第2項に規定する変更の届出は、その旨記載した届出書に、第1項各号に掲げる書類のうち当該変更に係る書類を添付して行うものとする。

5 事業者は、第1項及び前項の届出について、正副2通作成し、市長に提出しなければならない

い。

- 6 第1項の規定による届出をした者は、法第9条第1項の規定による再生可能エネルギー発電事業計画について国の認定を受けたときは、速やかにその写しを市長に提出しなければならない。

(事業内容等の軽微な変更)

第7条 条例第11条第2項に規定する変更が軽微なものであるときは、次に掲げるものとする。

- (1) 事業区域の面積の縮小
- (2) 事業者が法人の場合にあつては、代表者の変更
- (3) その他市長が認めるもの

(事業の着手等の届出)

第8条 条例第12条に規定する再生可能エネルギー発電設備設置工事の着手の届出は、必要事項を記載した書類により行うものとする。

- 2 条例第12条に規定する再生可能エネルギー発電設備設置工事の完了の届出は、必要事項を記載した届出書に設置工事写真(施工前、施工中、施工後)及び出来高平面図を添付して行うものとする。

- 3 条例第12条に規定する再生可能エネルギー発電設備設置工事の中断又は再開の届出は、必要事項を記載した届出書に中断時又は再開時の事業地現況写真及びその他市長が必要と認める書類を添付して行うものとする。

(標識の設置)

第9条 条例第14条第1項の事項とは、再生可能エネルギー発電設備の区分、名称、設備ID、設置場所、出力、再生可能エネルギー発電事業者の氏名(法人の場合は名称及び代表者名)、住所、連絡先、保守点検責任者の氏名(法人の場合は名称及び代表者名)、住所、連絡先、運転開始年月日その他市長が必要と認める事項とする。なお、資源エネルギー庁が策定する事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)に規定する標識を掲示する場合は、それに代えることができるものとする。

- 2 事業者等は、前項の標識を掲示したときは、条例第14条第1項の規定により、必要事項を記載した届出書に次に掲げる書類を添付し、当該標識を掲示した日から起算して7日以内に市長に届け出なければならない。

- (1) 標識を掲示した場所が明示された図面
- (2) 標識の掲示の状況及び標識に記載された内容が分かる写真等
- (3) その他市長が必要と認める書類

- 3 事業者等は、前項の規定により報告した内容に変更が生じたときは、条例第14条第3項の規定により、速やかに掲示されている標識の内容を変更するものとする。この場合において、事業者等は必要事項を記載した変更の届出書に次に掲げる書類を添付し、当該標識の内容を変更し掲示した日から起算して7日以内に市長に届け出なければならない。

- (1) 変更後の標識を掲示した場所が明示された図面

(2) 変更後の標識の掲示の状況及び標識に記載された変更内容が分かる写真等

(3) その他市長が必要と認める書類

(維持管理基準)

第10条 条例第15条の規則に定める管理基準は、別表第1に掲げる再生可能エネルギー発電設備維持管理基準とする。

(事業の廃止の届出等)

第11条 条例第16条第1項に規定する事業の廃止の届出は、必要事項を記載した届出書により行うものとする。

2 市長は、事業者が条例第16条第2項に規定する適正な処分を行ったかを確認するため、条例第17条第1項の規定により、当該事業者に次に掲げる資料を添付させた報告書により、報告を求めるものとする。

(1) 事業廃止作業完了時の事業地現況写真

(2) 産業廃棄物マニフェスト (写)

(3) 建設リサイクルマニフェスト (写)

(4) その他市長が必要と認める書類

(報告及び立入調査)

第12条 条例第17条第2項の規定による職員の身分を示す証明書は、必要事項を記載した身分証明書とする。

(指導、助言又は勧告)

第13条 条例第18条第1項の規定による指導又は助言は、必要事項を記載した通知書によるものとする。

2 条例第18条第2項の規定による勧告は、必要事項を記載した勧告書によるものとする。

3 事業者は、前2項による指導、助言又は勧告により是正を行ったときは、必要事項を記載した書面により市長に報告を行うものとする。

(公表)

第14条 条例第19条第1項の規定による公表は、中津川市公告式条例(昭和26年中津川市条例第1号)に定める掲示場における掲示その他適当と認められる方法により行うものとする。

2 条例第19条第2項により、あらかじめ当該事業者に意見を述べる機会を与えるため、市長はその旨を記載した通知書により事業者へ通知するものとし、事業者は必要事項を記載した書面により弁明を行うものとする。

(その他)

第15条 この規則に定める書面の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1 (第10条関係)

再生可能エネルギー発電設備維持管理基準

- 1 事業区域の境界を越えて土砂及び多量の雨水が流出しないこと。
- 2 破損した太陽光発電設備を放置しないこと。
- 3 太陽光発電設備に付属する工作物等に脱落、はく離、破損、変形又は傾斜が生じないこと。
- 4 雑草又は樹木が繁茂し、倒伏し、又は傾斜することにより事業区域の境界を超えないこと。
- 5 雑草が太陽光電池モジュールを覆うほど繁茂しないこと。
- 6 標識が著しく破損し、老朽化し、汚染し、又は退色していないこと。
- 7 発電事業の防災、環境保全、景観保全等に関し、計画策定段階において予期しなかった問題が生じた場合には、設置者の責任において設置者の費用で適切な措置を講じるとともに、速やかに市長及び地域住民等に対して経過説明を行うこと。
- 8 自然災害の発生又は発電設備の不具合により、発電設備が故障し、又は第三者への被害をもたらすおそれがある場合は、発電設備の点検を行い、事故防止に努めること。